

トランスジェンダーの性別および名前の変更に 関するハンガリー憲法裁判所判決

伊 藤 知 義*

- I はじめに
- II 2021年3月9日判決（身分登録手続法の改正条項の遡及適用を否定したもの）
- III 2001年12月3日判決（氏名権一般を承認し、傍論ながらトランスジェンダーの名前変更権を基本権だと認めたもの）
- IV 2018年6月19日判決（トランスジェンダーの名前変更権を原則として認めたもの）
- V 2023年1月31日判決（トランスジェンダーの人々の生まれつきの性を変更できないとする法改正を合憲とし、名前変更権については判断しなかったものの、トランスジェンダーの人々の名前変更権を事実上否定したと言えるもの）
- VI おわりに

I はじめに

1. 本稿の目的

前稿「ハンガリー『反LGBT法』と『ヨーロッパ的価値』」『中央ロー・ジャーナル』18巻4号（2022年3月）において、筆者は、LGBTをめぐるハンガリーの憲法、法律、行政および世論の最近の動向を分析した。本稿は、このとき十分に触れることができなかった司法権の対応について、いくつかの憲法裁判所判決を材料に若干の検討を試みるものである。紛争の対象となるのは、トランスジェンダー¹⁾の人々が性別を変更したと

* 中央大学法科大学院教授

1) 本稿では、「トランスジェンダー」とは、生まれたときに割り当てられた性別と自身で認識する性（ジェンダーアイデンティティ）が一致していない人を意味する用語として使用する。「トランスジェンダー」には、「人」ではなく「状態」を指す言い方もあり（例えば、トランスジェンダーの人々）、本稿では、両方の意味で用いる。

きに、これについて法的な承認を求め、さらに、性別変更に伴って女性から男性へ、または男性から女性へと名前を変更し、外見と身分証明書の記載とを一致させたいと考えたときに、当局がこれらの申立てを認めない場合である。

2. 憲法裁判所法

本稿で憲法裁判所の判決を検討する前に、現在のハンガリー憲法裁判所について、簡単に触れておこう。

現行憲法裁判所²⁾は、2011年憲法24条に基づいて設置されたものである。その使命、権限などについて、同年11月21日に公布された憲法裁判所法³⁾は、以下のような規定を置いている。主な条文を以下に列挙する。

- ① 憲法裁判所は、憲法を擁護する最高機関である（2条）。
- ② 憲法裁判所裁判官は独立しており、憲法および法律にのみ従う（5条）。
- ③ 憲法裁判所裁判官に選出されることができるのは、犯罪歴がなく、国会議員選挙における被選挙権を持つ全てのハンガリー国民のうち、
 - a) 法曹資格を持ち、
 - b) 45歳以上、70歳未満で、
 - c) 卓越した知識を持つ研究者法曹（大学教員またはハンガリー科学アカデミー博士）であるか、少なくとも20年間の法律分野での実務経験を有している者である（6条1項）。
- ④ 憲法裁判所裁判官の任期は12年である。憲法裁判所裁判官は再任されない（6条3項）。
- ⑤ 法律、条約、国会議事規則の憲法適合性について事前審査する（23条）。
- ⑥ 成立したがまだ公布されていない新憲法または憲法改正に関して憲法の定める手続要件が満たされているかどうかについて審査する（23/A条）。
- ⑦ 法令の憲法適合性について事後審査する（24条）。
- ⑧ 憲法制定または憲法改正およびその公布に関して憲法の定める手続要件が満たされているかどうかについて事後審理する（24/A条）。
- ⑨ 通常裁判所裁判官による違憲審査申立てを審査する（25条）。

2) ハンガリーでは、現行の憲法裁判所の発足前、体制転換後1989年の憲法改正により初めて憲法裁判所が設置された（本稿では、この最初の憲法裁判所を旧憲法裁判所とする）。この旧憲法下の憲法裁判所および憲法裁判所法については、「ハンガリーの憲法裁判所」山岡規雄『外国の立法』234号（2007）、「ハンガリーの憲法保障」小野義典『城西現代政策研究』7巻1号（2013）参照。

3) <<https://net.jogtar.hu/jogszabaly?docid=a1100151.tv>>.

- ⑩ 本案手続中または判決・決定言渡し後になされた，訴訟当事者その他関係する個人および団体による法令または判決・決定の違憲審査申立て〔憲法訴願〕を審査する（26条，27条）。
- ⑪ 法令が条約に抵触しているかどうかを審査する（32条）。
- ⑫ 国会による国民投票発議に関する決定について審査する（33条）。
- ⑬ 地方自治体および民族自治組織の代表機関が憲法に違反して活動する場合の解散に関する意見表明をする（34条）。
- ⑭ 法人格を有する宗教団体の憲法に違反する活動に関する意見表明をする（34/A条）。
- ⑮ 共和国大統領の弾劾審理をする（35条）。
- ⑯ 条例，行政規則および判例統一の憲法適合性審査をする（37条）。
- ⑰ 憲法条項の解釈をする（38条）。

本稿で取り扱う現行憲法裁判所の判例は，上記のうち，25条および27条に基づく違憲審査申立てに答えたものである。申立ての直接の根拠となる現行条項の内容は，以下の通りである。

25条1項〔通常裁判所〕裁判官は，係属中の事件の審理中に，違憲と判断した法令または憲法裁判所がすでに違憲と確認した法令を適用しなければならないときには，訴訟手続を停止するとともに，憲法24条2項b号〔裁判官の申立てによる違憲法令審査〕に基づき，憲法裁判所に対し当該法令もしくは法令中の条項が違憲であることの確認および違憲法令の適用除外を申し立てる。

27条1項 以下の場合に，憲法24条2項d号〔裁判所の判決に対する違憲法令審査〕に基づき，憲法に違反する判決に対し，訴訟当事者その他関係する個人および団体は，憲法裁判所に対し違憲審査申立てを行うことができる。ただし，当該事件の本審理において下された判決または裁判手続を終結させるその他の決定が，

- a) 憲法で保障された申立人の権利を侵害し，かつ
- b) 違憲審査申立人が可能な法的救済手段をすでに尽くした，または申立人のために保障された法的救済の可能性がない場合に限る。

3. ハンガリーにおけるトランスジェンダーの性別および名前⁴⁾ 変更に関する法的状況

本稿で検討する4つの判例のうち、この問題を直接扱っている現行憲法裁判所による3つの事案が争われていた時期（2016年以降）における性別および名前変更に関する法的状況は、次のようになっていた。

まず、名前の変更であるが、身分登録⁵⁾ 手続法⁶⁾ 49条1項によれば、「ハンガリー国民の要請に基づき、身分登録機関は、その誕生時の姓および名前の変更を認めることができる」。性別変更およびそれに伴って必要となる名前の変更については、身分登録業務遂行細則に関する2014年行政司法省令32号⁷⁾ 27条、および、それとほぼ同じ内容の身分登録業務遂行細則に関する2017年政令429号⁸⁾ 7条という2つの条項のみが存在した。そのうち、より新しい規範である政令7条は、以下のように規定していた。

「性別変更およびそれに伴って必要となる名前の変更について、名前変更を管轄する機関は、性別変更を支持する医療専門家意見書の到達から8日以内に、身分登録簿の記載変更のため、出生を登録する身分登録官⁹⁾ に通知する。身分登録官は、名前の変更を管轄する身分登録機関の基本文書に分類される通知および医療専門家意見書謄本に基づき、身分登録簿に性別変更を登録する」。

「それ〔性別変更〕に伴って必要となる名前の変更」という表現が出てくるのは、ハンガリーにおいては、男性の名前、女性の名前の種類がそれぞれ限定されていて、男性だった者が女性に、あるいは女性だった者が男性に性別変更する場合には、それまでの男性または女性の名前を異なる性の名前に変更しなければならないからである。身分登録手続法44条3項が名前の種類限定について定めている。この規定によれば、子供が

4) ここで言う「名前」とは、姓名の名、すなわち、いわゆる「下の名前」、英語のファースト・ネームを指す。苗字を含まない部分の名前である。

5) 原語は、anyakönyvezés である。前掲の前稿では、これに「出生登録」の訳語を当てたが、登録対象には、出生だけでなく、婚姻や死亡も含まれるので、「身分登録」に訳語を変更する。

6) <<https://net.jogtar.hu/jogszabaly?docid=a1000001.tv>>.

7) <[https://net.jogtar.hu/getpdf?docid=A1400032.KIM&targetdate=fffff4&printTitle=32/2014.+\(V.+19.\)+KIM+rendelet&referer=http%3A//net.jogtar.hu/jr/gen/hjegy_doc.cgi%3Fdocid%3D00000001.TXT](https://net.jogtar.hu/getpdf?docid=A1400032.KIM&targetdate=fffff4&printTitle=32/2014.+(V.+19.)+KIM+rendelet&referer=http%3A//net.jogtar.hu/jr/gen/hjegy_doc.cgi%3Fdocid%3D00000001.TXT)>.

8) <<https://net.jogtar.hu/jogszabaly?docid=a1700429.kor>>.

9) 身分登録官および身分登録機関の手続と任命および身分登録に必要な資格要件に関する2017年政令174号 <<https://net.jogtar.hu/jogszabaly?docid=a1700174.kor>> 1条によれば、身分登録官に任命されるのは、地方自治体の首長その他の公務員や領事などである。

生まれたときに親は「言語学研究センター¹⁰⁾が作成した名前のリスト¹¹⁾から、両親が決定した順番で最大で2つの、子供の生まれつきの性¹²⁾に対応した名前を身分登録することができる。名前のリストは、言語学研究センターがそのホームページで公表する」。これをトランスジェンダーの人々の名前変更に対して準用することになる。

政令7条に定められた上記手続実務は、具体的には、以下のように進められていた。申請者は、まず、名前変更を管轄する機関である移民市民局あるいはブダペスト都庁¹³⁾に性別および名前の変更を申し立てる。その際、申請者は、自らがトランスジェンダーであることについての医師の診断書を添付しなければならない。上記機関は、この申請を人的資源省¹⁴⁾に移送する。人的資源省は、上記診断書に基づき医療専門家意見書を作成し、これを上記機関に送る。上記機関は、これを受領した後に、身分登録官に通知して必要書類を送付し、これに基づき身分登録官が性別および名前の変更登録を行う¹⁵⁾。

このような実務に従って、トランスジェンダーの人々の性別および名前の変更手続が行われていたところ、前稿で触れたように、2020年5月29日に身分登録手続法の改正条項が施行され、出生時の性別を法的に変更することが不可能となった。性別変更ができないこととなり、身分登録業務遂行細則に関する2017年政令429号7条の規律対象は消滅し、2020年政令315号により、2020年7月2日をもって上記7条は削除された。さらに、2020年12月22日に、第9次の憲法改正が行われ、「子の生まれつきの性に従っ

10) 1949年に公教育省の下で設置され、1951年にハンガリー科学アカデミーに移管される。2019年、エトヴェシュ・ロラード研究ネットワークの、現在は、ハンガリー研究ネットワークの一部門となる <<https://nytud.hu/rolunk>>, <<https://hun-ren.hu/kutatasi-teruletek/emberi-eroforras>>。

11) 現在、女性の名前が約2,600、男性の名前が約2,000挙げられている <<https://nytud.hu/oldal/utonevjegytek>>。このリストは、2009年以降、毎月更新されている <<http://archive.nytud.hu/oszt/nyelvmuvelo/utonevek/index.html>>。

12) 原語は、születési nem である。直訳すれば「誕生(時)の性」ということになるが、本稿ではこれに「生まれつきの性」という訳語を当てる。

13) 移民市民局 Bevándorlási és Állampolgári Hivatal は、中央政府予算による中央政府機関として1999年政令162号により設置され、ビザ申請、滞在許可、難民申請を審査するほか、氏名変更を管轄していた。2017年1月1日以降は、移民難民局 Bevándorlási és Menekültügyi Hivatal と名称を変更した。また、同日以降、氏名変更手続に関する業務および権限は、ブダペスト都庁が引き継いでいる (6/2018. (VI. 27.) AB határozat, indoklás [48] „Az Alkotmánybíróság Határozatai” 2018. 21. szám; <https://media.alkotmanybirosag.hu/2018/01/abk_2018_21_alairt.pdf>; <<https://library.fes.de/pdf-files/bueros/budapest/17064.pdf>>)。

14) 人的資源省 Emberi Erőforrások Minisztériuma のホームページによれば、同省は、国の社会および医療監督制度の運営、学校教育の改善、文化財の保存、子供たちおよび青少年の利益の保護、ならびにハンガリーのスポーツ活動に関連する政府計画の実行に責任を持っている。少し分かりやすく表現すれば、社会医療教育文化省といったところか <<https://2010-2014.kormany.hu/hu/emberi-eroforrasok-miniszteriuma/szervezet>>。

15) Case of R.K. v. HUNGARY no. 54006/20, ECHR 2023, § 4; op.cit., 6/2018. (VI. 27.) AB határozat, indoklás [4], [6].

たアイデンティティー」という文言が憲法 XVI 条 1 項に挿入された。同条は、親子間の扶養や身上監護に関する条文であるが、「生まれつきの性」という概念を憲法レベルで確認したことは、本稿で取り扱っている問題に対しても、大きな意味を持つこととなった。

4. 検討対象判例

本稿では、4つの憲法裁判所判決を検討対象とする。そのうちの1つは、旧憲法裁判所の判決である（2001年12月3日判決）。現行憲法裁判所の判決のうち、1つは、遡及立法禁止を扱ったものであり（2021年3月9日判決）、残り2つが、トランスジェンダーの性別および名前変更権を直接取り扱っている（2018年6月19日判決、2023年1月31日判決）。

II 2021年3月9日判決¹⁶⁾（身分登録手続法の改正条項の遡及適用を否定したもの）

最初に、前稿で触れたこの判決を取り上げる。

(1) 事 実

憲法裁判所による違憲審査の対象となった行政訴訟において、原告は2020年2月5日にブダペスト都庁の市民・身分登録部の氏名変更・身分登録課（以下、都庁）に対して、身分登録簿における自分の名前と性別の変更を求める申請を行った。この申請には、専門医、心理学、精神医学の各専門家の意見が添えられた。これに先立ち、原告は、2019年に性別適合治療を始めた。

都庁は、この申請について、医療専門家意見書の到達から8日以内に判断しなかった。

申請後、2020年5月29日に、行政関連諸法改正法33条に定める改正身分登録手続法が施行された。新たな規定に基づき、登録簿には生まれながらの性を登録しなければならなくなり、これを変更することができなくなった。同法101/A条2項に基づき、改正条項は、同法施行前に開始され、すでに係属中の手続、および再開された手続においても、これを適用しなければならないとされていた。

16) Az Alkotmánybíróság 11/2021. (IV. 7.) AB Határozata, „Az Alkotmánybíróság Határozatai” 2021. 11. szám 934. <<http://www.kozlonyok.hu/kozlonyok/Kozlonyok/1/PDF/2021/11.pdf>>.

その後、都庁はこの申請を実体審理なしのまま2020年6月11日にカズィンツバルツィカ市役所身分登録官（被告）宛に移送し、被告は、上記改正条項に従い、2020年6月23日付け決定によりこの手続を中断した。

原告は、手続中断の行政決定に対し、ミシュコルツ地方裁判所に訴えを提起した。

同裁判所は、この行政訴訟の審理を中断するとともに、憲法裁判所法25条1項に基づき、裁判官による違憲審査申立てを行った。同裁判所は、憲法裁判所に対し、改正後の身分登録手続法の101/A条2項の規定を違憲無効と確認し、すでに係属中の訴訟において、これらの規定が適用除外とされることを求めた。その根拠とされたのは、憲法B条1項（法治国家、およびそこから導き出される遡及立法の禁止）およびXXIV条1項（公正な行政手続）である。

(2) 憲法裁判所の判断

憲法裁判所の一貫した見解によれば、法令の条項は、明確で、その効力に関して計算可能で、名宛人にとって予測可能なものでなければならない。法規範の予測可能性および計算可能性の要請は、遡及立法の制限および排除を含んでいる。憲法B条1項に定める法治国家条項から、法的安定性の要請が読み取れることは明らかである。そこから遡及立法の禁止が導き出される。ただし、遡及立法の禁止は絶対的なものではなく、不利益変更は、立法機関に認められた権限である。憲法裁判所は、事案に応じて法的安定が害されているかどうかを審理しており、法令の遡及適用を認めた事案もある。

ある法令の施行日が過去に遡るときだけでなく、遡らないとしても、ある法令の条項を、明文の規定により、法令の施行前に形成された法律関係にも適用しなければならないときにも、遡及立法禁止に反する可能性がある、というのが憲法裁判所の一貫した実務である。係属中の事案に対し新たな条項の適用を命ずることも、憲法B条1項に定める遡及立法禁止に違反している。

本件では、審理が始まった行政手続について、定められた処理期限内に行政機関が手続を行わなかったことが、憲法上問題のある状況を生んでいる。それは、憲法XXIV条1項の定める公正な行政手続が行われていないのではないかという疑いを生ぜしめるものである。しかし、同条に基づく申立ては、本件では、憲法裁判所の先例が定める要件を満たしていないので、審理対象とはしない。

以上のように、過去の判例に照らしても、本件に適用された身分登録手続法の101/A条2項は違憲であり、これを失効させる必要がある。係属中の事案における適用除外に関する行政裁判所の申立てを認容する。

(3) 検 討

本判決は、遡及立法の禁止という近代法の原則を憲法裁判所が再確認したものであり、現行ハンガリー法が近代法の流れに沿ったものであることを示している。遡及立法禁止原則自体は、トランスジェンダーの問題とは無関係であり、多数意見もトランスジェンダーの人々の性別・名前変更権が基本的人権に当たるかどうかといった点を検討しているわけではない。

しかし、本件には4人の補足意見が付されており、その中には、トランスジェンダーの人々の属性に関して、本来であれば当事者の明確な同意が必要であるはずの個人情報が公開されてしまうことを問題視するものもある。性別変更が法的に承認されなくなると、例えば、女性の外見を持つ者が身分証明書の提示を求められた際に、法律上は男性であるという個人情報が本人の意思に反して公開されることになるといったケースを想定しているのであろう。この補足意見は、これが憲法VI条3項〔個人情報の保護と情報公開の保障〕に反すると指摘している。また、別の補足意見は、本件行政訴訟の原告が既存の法令を信頼して、肉体的・精神的観点からも金銭的観点からもきわめて重要な決断（性別適合手術を受けるなど）を下したということを理由に、法治国家条項から導かれる法的安定性の一部を構成する信頼保護の要請が無視されてしまうと述べる。これらの補足意見は、トランスジェンダーの人々の人権保障という理由付けを重視するものだと見えよう。

他方で、本判決には、6人の反対意見も付されている。身分登録手続法は手続法であり、手続法は実体法とは異なり、新法（改正法）を遡及適用するのが原則だという理解に基づく反対意見もあるが、反対意見のうち、もっとも注目されるのは、「子の生まれつきの性に従ったアイデンティティー」その他の「性の定義」について新たな概念を導入した憲法改正¹⁷⁾を根拠に、行政による本件申請手続の中断を正当化するものである。反対意見の1つによれば、性別適合手術は、もっぱら個人の自己決定権に基づく個人の尊厳の自由な領域に属するものであり、国はこれに対して介入せず、その意味で、性別変更を承認する法的枠組は存在しない、という。手術を受けるのは個人の勝手であって、国には関係ないことであり、法的承認の必要もないという意見である。これに関連して、内閣官房行政副大臣の意見書も援用され、現行の身分登録法令と性別適合手術との間には何らの法的関係もなく、そのような関係は、審査対象たる本件条項の施行前にも存在していなかった、という。この反対意見は、この問題をめぐる立法および行政の動

17) 前掲、伊藤知義「ハンガリー『反LGBT法』と『ヨーロッパ的価値』」49～50ページ。

きを追認するものであり、トランスジェンダーの人権を軽視する立場である。

本判決には14人の憲法裁判所裁判官が署名しているが、トランスジェンダーの人権については、このように立場が分かれていることに注目する必要があるだろう。

Ⅲ 2001年12月3日判決¹⁸⁾ (氏名権一般を承認し、傍論ながらトランスジェンダーの名前変更権を基本権だと認めたもの)

(1) 事 実

本判決は、氏名の登録や変更に関する複数の行政処分に対する違憲審査申立てに答えたものである。具体的には、娘の祖母、曾祖母、高祖母が同じ名前を有していたという家族の伝統を根拠に、娘の現在の名前にこれを付加したいという申請が、その名は名前のリストに載っていないという理由で拒絶されたケースや、婚姻後に夫が自らの姓を妻の姓に変えたいという申請が拒絶されたケースなどである。

トランスジェンダーが原告となっている申立てではない。

(2) 憲法裁判所の判断

本判決は、以下の3つの原則を確認している。

- ① 氏名権は憲法54条1項¹⁹⁾の定める人間の尊厳に基づく基本権である。
- ② 何人も、自らのアイデンティティーを表現する氏名権²⁰⁾という譲り渡すことができない権利を有している。この権利を国が制限することはできない。
- ③ 氏名権の他の要素、特に、氏名の選択、変更、修正については、立法者による制限が憲法上認められる。その制限は、名前選択が「伝統と結び付いている」ことから生じる。

以上を前提として、申立ての一部を認容し、一部を棄却している。

これに加えて、傍論であるが、トランスジェンダーの場合には、名前変更権が基本権

18) 58/2001. (XII. 7.) AB határozat, <<https://njt.hu/jogszabaly/2001-58-30-75>>, <<https://web.jogkodex.hu/doc/9038623>>, <<http://public.mkab.hu/dev/dontesek.nsf/0/645F7E824CC1CE49C1257ADA0052A748?OpenDocument>>.

19) これは、2011年現行憲法以前の旧憲法の規定である。同項によれば、「ハンガリー共和国においては、何人も、生活および人間の尊厳に対する生まれながらの権利を有する。これを恣意的に奪うことは、何人にも許されない」とされていた <<https://mek.oszk.hu/00000/00056/html/143.htm>>.

20) 原語は、névhez és annak viseléséhez (való jog) であり、直訳すれば、「氏名権および氏名を持つ権利」となる。「氏名を持つ権利」を「命名権」などと訳すことも可能であろうが、ここでは両者を「氏名権」でまとめる。また、この「氏名権」には、姓名の名だけでなく、姓も含まれている。

に分類されることも確認している。欧州人権裁判所の各先例においても同様であることが強調されている。

(3) 検 討

本判決は、トランスジェンダーの氏名権を直接扱ったものではないが、傍論でこれに触れているだけでなく、本判決が詳細に検討している氏名権の理解を前提に、後に検討する2018年憲法裁判所判決がトランスジェンダーの氏名権を憲法上基礎付ける際に頻繁に引用される重要判決である。ただし、氏名変更権を含む氏名権という包括的なカテゴリーが憲法上存在するわけではない、とする反対意見も本判決には付されている。

また、トランスジェンダーの氏名権に関する欧州人権裁判所の判決を数多く参照していることも特徴の1つとなっている。

ところで、本判決は、旧憲法裁判所の判決である。2011年憲法の附則および雑則の第5条は、以下のように規定する。「本憲法施行前に下された憲法裁判所の判決はその効力を失う。ただし、本条の規定は、そのような判決によって生じた法的効力に影響を及ぼさない」。この規定によれば、旧憲法裁判所の判決は、現行の憲法裁判所にとっては存在しないのも同様であり、これを現行憲法裁判所が自らの判決で引用することは許されないはずである。しかし、現行憲法の施行後に下された2012年5月8日の憲法裁判所判決²¹⁾によれば、「〔現行〕憲法裁判所は、新たな事件において、〔現行〕憲法の施行前に下された旧憲法裁判所判決が判示していた原則を採用することができる。ただし、〔現行〕憲法の具体的な条項および解釈原則で、旧憲法下での規定と同一または類似した内容のものに基づいて、それが可能な場合に限る」とされている。また、2013年6月11日の憲法裁判所判決²²⁾によれば、現行憲法の附則および雑則5条の規定がある以上、憲法裁判所は、現行憲法の施行前に下された判決の判示する原則を採用する場合には、これを詳細に理由付けなければならない。つまり、詳細な理由付けができるのであれば、旧憲法裁判所の判決を先例とすることが認められることになる。

憲法の規定にもかかわらず、このような解釈に基づき、旧憲法裁判所の判決が現行憲法裁判所で頻繁に引用されている。

21) <<https://net.jogtar.hu/jogszabaly?docid=A12H0022.AB&txtreferer=A1100425.ATV>>.

22) <<https://net.jogtar.hu/jogszabaly?docid=A13H0013.AB&txtreferer=A1100162.TV>>.

IV 2018年6月19日判決²³⁾ (トランスジェンダーの名前変更権を原則として認めたもの)

(1) 事 実

申立人は、外国人であり、その性自認（トランスジェンダー）のため、本国で迫害を受けていたことを理由に、ハンガリーにおいて難民と認定されていた。申立人は、2016年3月6日（管轄・権限が都庁へ移転する前）に移民市民局に対し、性別変更を申請した。その中で、本国で作成された証明書によれば本人は女性であるが、この記載は本人の性自認を反映していないと主張した。ところで、この申請に際して、申立人は、これまでの実務に基づき性別変更申請上不可欠である診断書を添付しなかった。移民市民局から診断書を提出するよう促されたが、申立人はこれを拒絶していた。

申立人の申請に対し、移民市民局は、性別変更を求める申請を審査する権限を自らは持っていないこと、性別情報の変更は身分登録官が診断書に基づいて行う事項であることに触れた上で、本案審理をせずに本件申請を却下する決定を下した。もっとも、申立人にはハンガリーでの身分登録がないので、移民市民局から身分登録官に対して申請を移送することは、そもそもできない状況であった。

移民市民局の決定に対し、申立人は、司法による審査を求めたが、これを審理した首都行政労働裁判所²⁴⁾は、この訴えを棄却した。同裁判所が決定において判示したところによれば、ハンガリー国民の場合には、性別変更を法的に認めることができるが、これに関する手続については、審査を命じる権限のある行政機関を決定するような法令は存在しない。現行法上、身分登録官が身分登録を行うときに、登録官が性別変更に関する決定をしたことになるが、実際には、人的資源省が作成した意見書が性別の法的承認の根拠である。しかし、申請の審査は正式の行政決定ではない。また、申請者は、ハンガリー国民ではなく、難民資格を持つ外国人である。申請者はハンガリーにおける身分登録がなく、そのような場合、ハンガリー国民に適用される実務は適用されない。それゆえ、性別変更に関する情報およびこれに伴う名前の変更は登録できない。既存法令の解釈を通じて法欠缺を補充することは、申請がなされた行政機関および受訴裁判所の職

23) Az Alkotmánybíróság 6/2018. (VI. 27.) AB Határozata, „Az Alkotmánybíróság Határozatai” 2018. 21. szám 1224. <<http://www.kozlonyok.hu/kozlonyok/Kozlonyok/1/PDF/2018/21.pdf>>.

24) 行政労働裁判所は、文字通り、行政事件および労働事件を取り扱う特別裁判所であるが、2020年3月31日をもって廃止された。2020年4月1日以降、行政事件および労働事件の第1審は、各地方裁判所が管轄する <<https://birosag.hu/hirek/kategoria/birosagokrol/valtozott-kozigazgatasi-es-munkaugyi-eljarasok-forumrendszerere>>。

務ではない。

首都行政労働裁判所のこの決定に対する違憲審査を求めた申立人は、以下のように主張する。この決定は、憲法 II 条に定める個人の尊厳に対する権利、憲法 VI 条 1 項に定める私生活および家族の生活を尊重される権利を侵害している。憲法 XV 条 2 項に定める差別の禁止にも反している。憲法 XXVIII 条 1 項に定める適正手続の保障にも反している。受訴裁判所は、本件と憲法との関連性を全て理由もなしに無視しており、必要性および均衡性の考慮をいかなる形でも行っていない。移民市民局の決定および受訴裁判所の決定が採用した法解釈は、トランスジェンダーであることを理由とする名前および性別変更申請を申立人が本国で行わなければならない、といった馬鹿げた結果をもたらしかねない。トランスジェンダーであることを理由に、申立人は、まさにその本国で迫害されていたのである。

(2) 憲法裁判所の判断

一般的な名前変更手続も、この特別なトランスジェンダーの名前変更手続も、その対象となるのは、ハンガリー国民だけである。本件で、首都行政労働裁判所は、法令の欠缺のために自らに権限がないことを確認した行政機関の決定に対する不服申立てを棄却しているが、これは憲法に反する判断をしたことを意味しない。存在しない法令を解釈することはできないからである。それゆえ、憲法裁判所は、本件違憲審査申立てを棄却する。

他方で、憲法 II 条に基づき、個人の尊厳は不可侵であり、何人も、生活および人の尊厳に対する権利を有する。先例で判示されている通り、現行憲法は、その価値基準として、個人の尊厳の根拠たる自らの役割を旧憲法よりも強調している。

個人の尊厳に対する権利から導き出される基本権となるのが氏名権である。

2001 年 12 月 3 日の旧憲法裁判所判決が示しているように、個人のアイデンティティーの表現である氏名権は、絶対的基本権であり、譲り渡すことのできない、不可侵の権利であり、国がこれを制限することのできないものである。名前変更も、基本権の問題である。その特別な場合となるのが、性別変更に伴う名前の変更であり、その根拠は、個人のアイデンティティーおよび平等な個人の尊厳の不可侵性である。何人も、性別にふさわしい名前を持つ権利を有し、それに加えて、本当の性に合致した名前を登録簿に登録する義務を負う。2001 年旧憲法裁判所判決は、トランスジェンダーの場合には、名前変更権は基本権に分類されることを特に指摘している。これは、欧州人権裁判所の判例にも合致したものである。

憲法 I 条 1 項に基づき、国は、基本権保護に必要な条件を整える義務を負う。それゆえ、基本権の保護を保障する適切な手続枠組を作り上げることが国の制度的保護義務に含まれる。性の法的承認を完全なものにする名前の変更には、憲法上の根拠があり、国は、性別変更を考慮し、そこから生じる名前変更の登録を差別なしに保障する法令を制定する義務がある。

憲法 XV 条 2 項に基づき、ハンガリーは、基本権を何人に対しても、いかなる差別もなしに保障している。そこでの例示として、出自に基づく差別禁止も強調されている。憲法 I 条 1 項は、ハンガリー国民ではなく人の不可侵で譲り渡すことができない権利の尊重を定めている。しかし、名前変更に関する現行法令は、ハンガリー国民のみを対象にしており、立法者は、名前変更に関して、ハンガリー国民と外国人とを差別していることになる。この差別は、法の欠缺によって生じている。適法に居住する外国人（例えば、ハンガリーにおける居住許可を有する者、難民、庇護民、無国籍者）の名前変更権に関して、この差別は不均衡であり、憲法上許容できない。

以上を踏まえて、本裁判所は、適法に居住する外国人の名前変更手続に関する法令を立法者が制定していないことに伴い、憲法 II 条（人の尊厳）および XV 条 2 項（差別禁止）に反する、不作為による違憲状態が存在していることを、職権により確認する。

それゆえ、憲法裁判所は、議会に対し、2018 年 12 月 31 日までに立法者としての職務を果たすことを求める。

(3) 検 討

本件では、申立人は、実務上、手続に必要とされていた診断書を移民市民局に提出していないのだから、形式的要件を欠く申請が却下されるのは、いわば当然である。その却下処分の取消しを求めて提起された行政訴訟についても、憲法裁判所に対する違憲審査申立てについても、ともに同じ理由で請求棄却の判決を下す、という理論構成もあり得たはずである。実際、本判決の補足意見の 1 つは、この理屈に基づき、本件申立ては、棄却されるのではなく、却下されるべきであったと述べている。しかし、多数意見はこの理論構成を採らなかった。

首都行政労働裁判所も本件憲法裁判所判決の多数意見も、ハンガリー国民以外の者について性別変更に関する法令がないことを理由の 1 つとして、申立人の主張を退けている。身分登録手続法 49 条 1 項が明確に定めているように、外国人に対する名前変更手続の法的根拠はない。名前変更の特別な場合として名前変更手続に載せて進められていた性別変更手続も同様であった。憲法裁判所は、これを不作為による憲法違反と認定し、

新たな法律を作ることを立法者に求めているが、この理由付けによる棄却の判断自体は、容易に理解できるものである。

他方で、行政当局も憲法裁判所も引用しているもう1つの理由、つまり、本件申立人の名前変更申請を却下した移民市民局には、(ハンガリー国民による申請であっても、その)名前変更についての法的権限がない、という理由付けは、少しばかり分かりづらい。本件申請時に適用されていた2014年身分登録業務遂行細則行政司法省令27条は、登録を行う身分登録官が中央身分登録機関(ここでは移民市民局)からの通知に基づいて性別変更を身分登録簿に登録することを定めている。しかし、それがどんな権限に基づくものなのかについてはこの省令には言及がない。また、医療専門家意見書についても、人的資源省がこれを発行するという実務の法的根拠がこの省令には定められてない。この意見書の書式や省内での手続についても、正式な定めはなかった²⁵⁾。実際に、人的資源省は、手続が制定されるまでの間は医療専門家意見書の発行を停止すると決定したこともあった。身分証明書における名前と性別の変更は、身分登録に関する行政行為でしかなく、医療とは無関係であり、同省には管轄権がない、というのがその理由であった²⁶⁾。当時、性別変更について存在した法規範は上記省令だけであり、移民市民局に名前変更の法的権限がないという主張は、認めざるを得ない。実務上は、手続の最後に登場する身分登録官が事実上の決定権を持っているという理解だったようである。もっとも、本件では、申立人にはハンガリーでの身分登録がないため、身分登録官への通知という手続にもそもそも進めない状況であった。

以上の理由により、申立人の違憲審査申立ては棄却されたわけだが、憲法裁判所は、立法不作为を認定する根拠として、氏名権について詳細な憲法論を展開し、特別な場合の名前変更手続としてのトランスジェンダーの名前変更権をこの氏名権の中に含めて保護している。何人も、性別にふさわしい名前、本当の性に合致した名前を持つ権利を有すると明言し、トランスジェンダーの人々とそれ以外の人々とを区別しない立場を明確にしている。憲法XV条2項の差別禁止の対象には、トランスジェンダーを含む性的マイノリティが例示されていないが、本判決は、憲法裁判所の先例を引いて、差別禁止条項は、自分の意思で変えることができない生まれつきの特性によって孤立する社会集団の保護に資する、と指摘している。判決のこの部分には、性的マイノリティについての直接の言及はないが、本件申立人がトランスジェンダーであることを考えれば、トランスジェンダーの人々がここで言う「社会集団」に含まれるであろうことを想像するの

25) op.cit., Case of R.K. v. HUNGARY no. 54006/20, ECHR 2023, § 4.

26) ibid. § 6.

は難しくない。本判決で検討の対象となっているのは、本件申立人のような外国人であるが、ハンガリー国民か否かを問わず、トランスジェンダーの人々の名前変更権をそれ以外の人々と同じように法的に承認することが差別禁止という憲法の理念に一致する、という立場を憲法裁判所は取ったと言えるのではないだろうか。

本件に付されているもう1つの補足意見は、このことを真正面から認めているように見える。それによれば、多数意見の判決理由は、ハンガリー国民の場合に対しても実質的な効果があり、ハンガリー国民をも考慮した適切な立法がなされるべきだということ。その際には、ドイツにおいて1980年に成立した「特別な場合における名前変更および性別帰属の確認に関する法律 (Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen)」²⁷⁾ をモデルに、性別の法的承認に関する特別法の制定についてハンガリーでも考える必要があると述べている。

このように、本判決は、トランスジェンダーの人権を強く保護すべきことを認めたものと評価することができよう。

V 2023年1月31日判決²⁸⁾ (トランスジェンダーの人々の生まれつきの性を変更できないとする法改正を合憲とし、名前変更権については判断しなかったものの、トランスジェンダーの人々の名前変更権を事実上否定したと言えるもの)

(1) 事 実

トランスジェンダーの原告は、2021年1月13日に身分登録簿上の性別と名前の変更を被告ブダペスト都庁に対して求めた。被告は、2021年1月19日付けの決定をもってこの申請を棄却した。その主張によれば、2020年5月29日に施行された身分登録手続法69/B条3項〔生まれつきの性は変更することができない〕に基づき、身分登録簿上の性別変更登録をすることはできず、他方で、名前変更申請の方は、選択された名前が原告の生まれつきの性に一致したものではないとして棄却した。原告は、申請を棄却した行政処分²⁹⁾の司法審査を求めた。

原告の申立てによれば、現行の条項は、トランスジェンダーを考慮しておらず、出生時に決定される性およびその性に適合した名前をトランスジェンダーの人々に強制している。2018年その他の憲法裁判所判決および欧州人権裁判所の判例によれば、トラン

27) 同法の邦訳は、藤戸敬貴「ドイツにおける法的性別変更——トランスセクシュアル法の現状——」『外国の立法』285号(2020)で読むことができる。

28) Az Alkotmánybíróság 3058/2023. (II. 16.) AB Határozata, „Az Alkotmánybíróság Határozatai” 2023. 3. szám 264. <<http://www.kozlonyok.hu/kozlonyok/Kozlonyok/1/PDF/2023/3.pdf>>.

スジェンダーの人々は、生物学的性によってではなく、性自認によってその法的地位を承認されることを国に求める権利を有しており、その権利を剥奪することは、基本的人権を侵害するものである。それは、憲法Ⅱ条に定める個人の尊厳およびⅥ条Ⅰ項に定める私生活の尊重から生じるものである。これに反する法令は、憲法に抵触する可能性がある。

この事件を審理したブダペスト地方裁判所は、2011年憲法裁判所法25条Ⅰ項に基づき、通常裁判所裁判官による違憲法令審査の申立てを憲法裁判所に対して行った。申立てには、上記で検討した2001年および2018年の2つの新旧憲法裁判所判決も引用されている。また、欧州人権裁判所の判例も引用して、ヨーロッパおよび国際社会においては、トランスジェンダーの人々が選択した性別を法的に承認するという合意があると述べている。同裁判所は、憲法裁判所に対し、身分登録手続法の3条x号、69/B条Ⅰ項b号のbeの「生まれつきの性」および69/B条3項が違憲であることを確認し、これらを遡及的に無効とすること、および同裁判所に係属中の訴訟へのその適用除外を求めた。

(2) 憲法裁判所の判断

(a) 名前変更については審理せず

本件申立ての基礎たる訴訟に関連する法的争点は、トランスジェンダーである原告の性別および名前の身分登録簿上の変更申請を棄却した行政処分が適法かどうか、である。ところが、本件申立てが引用しているのは、性別変更に関する条文だけで、名前変更に関する条文に言及していない。法律条項を特定せずになされた違憲性の主張は、憲法裁判所法の要件²⁹⁾を満たしていない。従って、名前変更については、本件申立ての本案審理はできないものと本裁判所は考える（却下する）。

(b) 生まれつきの性は単なる客観的事実

この法案の起草理由は、以下の通りであった。「性の決定は生物学的根拠に基づくという性の概念は、これまでの法令では定められていなかった。これは、第1次性徴および染色体に基づいて確定することができる。身分登録簿に記載された性は、実際は、医者が確認した事実に基づくものであり、それを身分登録簿が公示する。反対の証明がなされない限り、身分登録簿は、登録済みの事実および権利を証明するだけであり、権利発生效は有しない。ただし、身分登録簿が公示した性に基づいて、権利義務が発生する

29) 憲法裁判所が審査すべき法令条項または判決が明確に表示されている場合には請求は特定されており（憲法裁判所法52条1b項c号）、そのような請求のみを憲法裁判所は審査する（同条2項）。

ことはあり得る。それゆえ、生まれつきの性の概念を定めることが必要である」。

この立法理由によれば、国は、憲法に従って、国民の性自認の問題について特定の立場は取らず、間違えようのない個人情報、すなわち生まれつきの性を身分登録簿に登録することを要求するだけである。生まれつきの性は、出生時の第1次性徴および染色体に基づいて決定される生物学的性であり、医療専門家であれ、親であれ、ほかの誰であれ、その主観的な裁量が入る余地はない。それは、生まれたときに決まってお³⁰⁾、変更可能な個人情報ではない。身分登録簿は、医療専門家が作成する生物学的性に基づく生まれつきの性に関連する医療情報を登録するだけであり、身分登録官には、これをチェックし修正するような裁量権はない。

ただし、第1次性徴に基づいて子供の生まれつきの性を決定できない場合はあり得る。その場合、染色体検査がさらなる手がかりとなる可能性がある（染色体検査はどんな場合にも行われるというわけではない。多くの場合に、第1次性徴の検査だけで十分だからである）。子供の生物学的性を明確に決定できず、後日、その子の性別が登録済みの性に一致しないことを医師が確認したときは、身分登録簿に登録された情報を訂正することができる。しかし、それは、性別変更手続とは別の手続である。

(c) 憲法と「生まれつきの性」、自己決定権

生まれつきの性として身分登録簿に登録された公的な情報を変更できないことは、生まれつきの性とは異なる性自認を有する人々にとっては、自己決定権の制限となり得る。では、これを憲法上正当化できるか。

2020年12月23日施行の第9次憲法改正に基づく憲法XVI条1項によれば、「全ての子供は、適切な身体的、精神的、道徳的発展に必要な保護および監護を受ける権利がある。ハンガリーは、子の生まれつきの性に従ったアイデンティティーに対する権利を保護し、わが国の憲法上のアイデンティティーおよびキリスト教文化に基づく価値観に従った教育を保障する」。

このように「生まれつきの性」という概念は、憲法改正により憲法上の概念となった。

30) 「生まれつきの性」を外に現れた身体的特徴に限るのは当然のことか、身体的性と異なる性自認も「生まれつきの性」、「生物学的性」ではないのか、という見方もあり得る（2023年12月23日に北海道大学で行われた「体制転換と法」研究会での報告時に、明治大学教授の鈴木賢氏からご教示を受けた）。このような立場に立てば、次のような解釈も理論的にはあり得るかもしれない。つまり、改正身分登録手続法では「生まれつきの性」を第1次性徴と染色体検査によって確定すると定めている一方で、憲法の改正条項では「生まれつきの性」の定義はない。個人の性自認に基づく性別が（あるいはそれも）憲法上は「生まれつきの性」であり、身分登録手続法の改正条項は「生まれつきの性」を身体的性に限定している点で違憲である、といった解釈である。

生まれつきの性は、変更することができない所与のものである。その根拠は、直接憲法に遡ることができる。このように、情報としての「生まれつきの性」を身分登録することは、憲法上正当化できるので、憲法裁判所は、この点について、本件申立てを棄却する。

(d) プライバシー尊重との関係

本件申立ては、その対象たる「生まれつきの性」に関連する条項が違憲であることの根拠として、憲法 VI 条 1 項に定める私生活（プライバシー）³¹⁾の尊重に対する権利の侵害も挙げている。その主張によれば、国は、身分登録において、原告の性自認を反映しない情報として「生まれつきの性」を登録することにより、憲法 VI 条 1 項に定める原告の基本権〔私生活の尊重〕を侵害している。このように、性自認の承認に対する権利を否定することにより、国は、不必要・不均衡に原告の私的領域に介入していると申立人は主張する。

しかし、国による身分登録は、近代国家の行政の一部として、国民に関連する情報、とりわけ、その識別に使われる、個人の法定身分事項およびそれに関連する情報を公証登録するものである。国が運営する各登録簿にどのような情報を登録するかを決めるのは、国の裁量の範囲内の事項である。

国が個人の自己認識、性自認と一致した性別変更手術の結果生じた性の代わりに、またはそれとともに、個人の生まれつきの性を登録することは、多くの理由からも正当化できる。

第 1 に、個人の治療に対する権利を行使するに際し、身分登録簿における生まれつきの性の表示が、個人が医療機関に対して提出する不可欠な情報として必要となる可能性があり、その情報は適切な治療に必要なものかもしれない（例えば、救命手術の際に、この知識が医療専門家にとって不可欠なものとなり得る）。

第 2 に、国の刑事政策においても、被疑者または加害者の生まれつきの性を刑事当局が正確に知る必要があるかもしれない。同様に、スポーツ法や労働法でも関連性を持つ可能性がある。

それゆえ、身分登録手続において生まれつきの性を情報として登録することによっ

31) 同条には、「プライバシー」という表現はないが、私生活の尊重に対する権利がプライバシー権を意味するというのが一般的理解である（山岡規雄『各国憲法集(10) ハンガリー憲法』国立国会図書館調査及び立法考査 2016, 6 ページ参照: 9/2014. (III, 21.) AB határozat, Indokolás [42], „Az Alkotmánybíróság Határozatai” 2014. 8. szám 319. <<http://www.kozlonyok.hu/kozlonyok/Kozlonyok/1/PDF/2014/8.pdf>>）。本項とほぼ内容が重なる欧州人権条約 8 条 1 項も、プライバシー権を保護するものと理解されている。

て、個人の私的領域が制限されたとしても、それは、不必要でも不均衡でもない。

従って、憲法裁判所は、本件申立てをこの部分においても根拠がないと考え、これを棄却する。

(e) 結論として、憲法裁判所は、身分登録手続法の本件申立て対象たる条項が違憲であることの確認およびその無効を求める本件申立てを却下および棄却する。同条項の適用除外も認めない。

(3) 検 討

本判決は、身分登録手続法および憲法の改正の結果としてハンガリー法に導入された「生まれつきの性」という概念が憲法上どのように位置付けられるか、という問題に対して真正面から答えたものである。結論としては、法律上変更できない「生まれつきの性」は、憲法の定める基本権に何ら抵触しないという判断を下している。

具体的には、トランスジェンダーの人々の自己決定権を侵害する可能性があることを認めつつも、憲法レベルでこの性概念が導入されたことを理由に、「生まれつきの性」を身分登録することは、憲法上正当化できるとしている。先に述べたように、改正によって「生まれつきの性」が挿入された憲法 XVI 条は、親子間の扶養や身上監護に関する条文であり、身分登録とは直接の関係はないはずであるが、本判決は、この改正を身分登録に直結させている。本筋ではない憲法の文言だけを根拠に、身分登録手続法の改正を正当化するのは、かなり粗雑な論理であり、緻密な憲法解釈論とはかけ離れているように思われる。さらに、本判決は、個人の自己決定権がそもそも憲法の規定から導き出されるのか、という疑問も呈している。判決がこれを明確に否定しているわけではないが、トランスジェンダーの場合を含め、自己決定権の憲法上の価値を軽視する姿勢をここから垣間見ることができる。自己決定権が憲法上の根拠を持たないとすれば、これを理由とする憲法違反も存在しないことになる。なお、本判決には、「生まれつきの性」が自己決定権と関連するという判決理由には同意しない、生まれつきの性は生物学上の事実問題である、とする意見も付されている。

プライバシー権侵害の可能性についても、本判決は否定している。また、本判決は、先例を引いた上で、私的領域に対する各権利は個人の尊厳に対する権利と密接に関連していると認めており、「生まれつきの性」という概念は、個人の尊厳を侵害するものでもないと見ているようである。ただ、ここでも、その理由付けとして判決文から読み取れるのは、医療行為、刑事政策、労働やスポーツの分野で、「生まれつきの性」を無視

しては不都合なことが起きるだろうという、個別的・政策的な観点だけであり、法的な説明としては不十分で、説得力のある憲法解釈はここでも見ることはできない。

自己決定権にせよ、プライバシー権にせよ、個人の尊厳にせよ、基本権との関係について、本判決が上記の結論に至った法解釈の中身は、前記2018年判決の詳細な理論付けと比べて、質、量ともに大きく見劣りするものである。補足意見の1つは、この点を明確に指摘している。それによれば、多数意見は、身分登録手続法の本件改正は原告の個人の尊厳を侵害しておらず、生まれつきの性を身分登録簿上で変更できないことは原告の自己決定権を侵害していないと断じているが、本件原告の性自認の承認を求める権利を実現する方法がないことが、原告の私的領域を不必要・不均衡に制限しているか、また、その結果、この私的領域に対する権利の範囲内で、名前変更に対する原告の権利が侵害されているか、という憲法上の重要問題について、立場を明確にしていない、という。これは、別の補足意見が述べていることとも重なるが、生まれつきの性が変更できないという憲法の規定に反することなく、かつトランスジェンダーの人々の名前変更権を制限しないように、性別適合手術をすでに受けた者について、治療によって変更された性に一致した名前で身分登録簿の記載を変更できるような法律を国は制定すべきだとする立場である。「生まれつきの性」という新たな憲法上の価値とトランスジェンダーの人々の基本権とを両立させることが可能な憲法解釈（以下、両立説）である。本件原告にとっては、自己の性自認に基づく性別が法的に承認されることが問題の核心であり、このような解釈によってこれに応えることができたのに、多数意見はこのような解決方法を退けたわけである。ただし、前述のように、多数意見の理由中には、「性自認と一致した性別変更手術の結果生じた性の代わりに、またはそれとともに、個人の生まれつきの性を登録することは、多くの理由からも正当化できる」という記述があり、短い文言ではあるが、ここの「またはそれとともに」という表現からは、多数意見もこの両立説を否定してはいないことがうかがえる。

本判決には、反対意見が付されており、それによれば、本件原告が名前変更の申請を行ったのは、確かに身分登録手続法の改正条項施行日より後であるが、それ以前に、当局に対して行う申請に必要な診断書の入手などの行為が開始されているだろうことを根拠に、本件名前変更請求事件を改正法施行前から係属中であった事件とみなす必要があると主張する。そうすれば、2021年判決で確認されているように、改正条項の遡及効は否定されたので、本件原告は、旧法に従って名前の変更ができることになる。かなり無理な解釈であり、将来的にはこのような手法は使えなくなることが確実であるが、トランスジェンダーの人々の名前変更権を可能な限り承認しようという姿勢をここに見る

ことができる。

本判決は、性別の法的変更ができなくなったことが憲法に反するかどうかについては審理しているが、性自認に一致した名前への変更ができなくなったことについては、申立ての要件を欠くという理由で、訴えを却下している。従って、名前変更の可否についてはおよそ憲法判断をしていないことになる。しかし、身分登録簿上の「生まれつきの性」を変更できないとする身分登録手続法の改正条項を合憲としている以上、これと異なる性自認に一致した名前への変更も現行法ではできなくなるのが論理的帰結である。実際のところ、性別変更に伴う名前変更に関する唯一の法的根拠であった身分登録業務遂行細則に関する2017年政令429号7条は削除されており、本判決はこれを事実上追認したことになる。

本判決は、15人の憲法裁判所裁判官が書いているが、そのうち、トランスジェンダーの名前変更権を認める必要はないという結論（事実上のものを含め）を取る者は10人、何らかの形でこれを認めるべきだとする者は5人である。憲法裁判所としては前者の立場を採用したことは確かであり、そのことが持つ法的な意味や世論、政治、社会に与える影響は大きい。しかしながら、憲法裁判所裁判官の3分の1がこの立場に異議を唱えているという事実も軽視することはできない。前稿で指摘したように、ハンガリー社会全体がLGBTに対して敵意を持っているわけではなく、オルバーン政権の反LGBT政策を強く批判する層も一定の割合で存在する。本判決が出たことをもって、憲法裁判所が全体として政権に従属する立場を取ったと評価するのは早計であろう。

VI おわりに

体制転換後のハンガリーは、社会主義以前のヨーロッパ的な伝統、中欧型の法伝統に回帰することを目指してきた。1992年に欧州人権条約を批准し、西欧で誕生、発展してきた近代的人権概念をハンガリー法に導入あるいは再導入しようとしてきた。

2001年判決が出た時点で、トランスジェンダーの氏名権を人権の1つと考える立場を当時の憲法裁判所が取っていたことは、この人権概念導入のプロセスが順調に進んでいたことを示すものであろう。その後、ハンガリーは、2004年5月にEUに加盟し、民主主義、人権、市場経済、報道の自由、司法の独立など、西欧的な価値を社会に根付かせるべく努力を重ねていく。しかし、リーマンショックを一因とする経済危機に見舞われた多くのハンガリー国民は、西欧モデルに対する不信感を高めていき、それが

2010年の第2期オルバーン政権の誕生に繋がっていった。西欧のリベラリズムとは異なり、キリスト教的民族的伝統と家族共同体を重視する2011年憲法は、同政権誕生直後に制定されたものである。

この大きなうねりは、憲法裁判所に対しても、もちろん大きな影響を与えた。それまでの憲法裁判所は新たな憲法裁判所に組織替えされ、旧憲法裁判所の判決は先例として拘束力を持たないことが新憲法に明記された。しかし、実際には、現行憲法裁判所においても、旧憲法裁判所の判決が先例として重要な役割を果たしていることは、先に述べた通りである。また、新憲法制定に基づく変化が、旧憲法裁判所にとって必ずしも「革命的」なものでなかったことは、その人事方針からも分かる。新憲法と同時に施行された現行憲法裁判所法69条5項³²⁾によれば、同法施行時において職にある旧憲法裁判所裁判官の身分は保障され、新憲法下での再任も認められている。

2011年以降の憲法裁判所のスタンスも、オルバーン政権に歩調を揃える形でEU的価値を否定・修正する方向に一直線に進んできたと言えない。トランスジェンダーの名前変更権についても、これを認めた2018年判決では反対意見は付されていない。それが、2021年判決では、トランスジェンダーの名前変更権を認めないという立場を明示する反対意見が6名おり、2023年判決では、同じ立場を取る憲法裁判所裁判官が10名となる。5年間という比較的短期間のうちに、少数派が次第に多数派を占めるようになってきたように見える。もちろん、この3つの判決だけで、現行憲法裁判所の取るスタンス一般を判断することはできないが、1つの参考情報にはなる。なお、2018年判決と2023年判決を書いた憲法裁判所裁判官の数はそれぞれ15人であり、そのうち12人が両方の判決を書いている。15人中12人の憲法裁判所裁判官が重なっているのに、両判決の結論は実質的に逆転している（前記のように、両立説が多数意見にも紛れ込んではいない）。これを見る限り、政権が憲法裁判所の人事に介入して、自らに都合のいい憲法裁判所裁判官に入れ替えたといったことがあったとは思えない。

2024年現在、ハンガリーは、ある意味では、EUの外圧に晒されながらの改革を余儀なくされている。オルバーン政権はこれに反発して、EU内で（さらにはNATO内でも）

32) 「本法施行時において職にある〔旧〕憲法裁判所裁判官の任期には影響を及ぼさない。ただし、その任期中は、本法5条〔裁判官の独立〕および10条から16条〔兼職禁止、資産報告、給与、社会保障、免責特権、不逮捕特権、任期終了〕が適用される。本法施行時において職にある〔旧〕憲法裁判所裁判官、または、本法施行より前に職にあった〔旧〕憲法裁判所裁判官で、国会が9年の任期で選出し再任されなかった者は、本法施行後に1回に限り再任されることができる」。

*Websiteの最終閲覧は、2024年2月29日。

さまざまな軋轢を引き起こしている。2001年および2018年の判決と比べたときの2023年判決の特徴の1つは、欧州人権裁判所の先例が判決の補強材料としては全く引用されていないことである。もっとも、同判決の結論から考えると、そもそも引用することができなかったと言った方が適切とも言える。ここから、ハンガリーでは、憲法裁判所も、EUへの統合や親EUではなく、ハンガリーの伝統に基づく独自路線の方向に舵を切ったと見ることができるかもしれない。

〈追記〉本稿は、日本学術振興会科学研究費（2019–2024年度）「19世紀と21世紀のセルビア民法典——近代法受容をめぐる法典間の継承と断絶」（課題番号 19K01269）の助成による研究成果の一部である。

● Summary

It could happen that transgender people request legal recognition of their gender and changing their name from female to male or male to female to conform their physical appearance with their ID document. But the authority would not necessarily approve of it. The author made an investigation into four decisions of the Hungarian Constitutional Court in an effort of understanding of how it responds to such disputes. The 2001 decision, though by the former Constitutional Court, recognized transgender people to have the fundamental right to amend their gender and name. The 2018 decision, the petitioner of which was a foreign citizen, rejected the plea, it made a judgement, however, that lack of the law, which would make it possible for foreigners to change their gender and name, was against the Constitution (Fundamental Law), leaving the solution to the legislative body. The 2021 decision annulled the retroactive application of the amended provision of the Act on Registry Procedures, which made it impossible to amend legally the sex at birth. The 2023 decision considered the above-mentioned amendment not to be unconstitutional. According to the amendment, the sex at birth is determined by a primary sexual characteristic and a chromosome, so it cannot be modified. While there was no dissenting opinion against the name change right of transgender people in the 2018 decision, the 2023 decision made it impossible for them to change legally their gender along with their name. In this way, the Constitutional Court is depriving thousands of people of the opportunity to live their daily lives with documents that reflect their gender identity. The most persuasive motive of such a change in a short span of time by the Court is the ninth amendment to the Constitution in 2020, which refers to the notion of 'sex at birth'. In my opinion, the Court is now of the view that it is natural that the constitutional notion made it impossible to recognize legal gender change. We may suppose that the Constitutional Court, like the Orbán administration or the main public opinion, steered itself in the direction of not the pro-EU policy but its own way based on so called Hungarian Christian tradition.